

## 週休 2 日の推進に係る実施要領

令和 2 年 3 月 13 日土木技術管理委員会決定

最終改訂 令和 2 年 12 月 28 日

### 1. 取り扱い

週休 2 日の推進に係る実施要領（以下「本要領」という。）は，神戸市が発注する土木・造園工事において，週休 2 日を推進する取組みについて取りまとめたものである。

### 2. 対象工事

令和 2 年 10 月 1 日以降の単価を適用して発注する全ての土木・造園工事。

ただし，以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 当初設計の段階において対象期間（本要領 3. (2) 参照）が 30 日未満の工事

※工事完了後に工期短縮により 30 日未満となった場合であっても，引き続き対象工事として取り扱うものとする。

- (2) 単価契約工事等の成績評定対象外の工事

- (3) 災害復旧工事

### 3. 定義

- (1) 休日（現場閉所）

休日とは，巡回パトロールや保守点検等を除き，現場や現場事務所での事務作業も含めて 1 日を通して当該工事に関する作業を行っていない日を指す。

ただし，現場事務所を現地に設けず，請負人の管理施設（本社，支社及び営業所など，以下「本社等」という。）が現場事務所機能を有する場合など，本社等において当該工事に関する作業を行う日は休日から除く。

- (2) 対象期間

現場着手日から現場完了日までを対象期間とする。

準備工期間，後片付け期間，年末年始（6 日）・夏季休暇（3 日），工場製作のみの期間，一時中止期間，全部中止期間等は除く。

- (3) 週休 2 日工事

週休 2 日工事とは，土日に限らず週に 2 日の休日を確保することを基本とする。

やむを得ず週に 2 日の休日を確保できない場合，監督員と協議の上，翌週以降に振替休日を設定することができる。振替休日を設定する期限は設けないが，1 か月内に設定することが望ましい。これにより 4 週 8 休を目標とするが，対象期間を通じて 4 週 6 休以上を達成したものを週休 2 日工事とする。

#### 4. 週休 2 日工事達成の確認方法

請負人は休日取得計画・実績表（様式-1）を作成し、現場完了日以降、監督員に提出する。

監督員は次の算出式により現場閉所率を算出し、週休 2 日工事の達成状況を確認する。

$$\text{現場閉所率 (\%)} = \frac{\text{休日数 (日)}}{\text{対象期間 (日)}}$$

現場閉所率により、次の区分に分類する。

現場閉所率	週休 2 日工事の区分
28.5%以上	4 週 8 休 達成
25.0%以上 28.5%未満	4 週 7 休 達成
21.4%以上 25.0%未満	4 週 6 休 達成
21.4%未満	未達成

#### 5. 工事成績評定

週休 2 日工事を達成した工事では、工事成績評定において次の加点を行う。

担当監督員評定

##### (1) 工程管理

現場閉所率 21.4%以上（4 週 6 休）を達成した工事では、細別「工程管理」において、「休日の確保を行っている」および「その他」の項目で「適」とする。「その他」については理由に「週休 2 日の確保の取組を行っている。」と記載する。

##### (2) 創意工夫

現場閉所率 28.5%以上（4 週 8 休）を達成した場合は、細別「創意工夫」において、「その他」の項目で「適」とし、1 点加点する。理由は「週休 2 日工事の達成 閉所率〇〇%」と記載する。

なお、週休 2 日が未達成の場合でも、減点措置は行わないこととする。

#### 6. 経費補正

経費は、当初設計において次の表の 4 週 8 休の補正率で計上し発注する。工事完了後は、達成状況の区分に応じ、設計変更で次の表のと通りの経費補正を行う。

経費補正率一覧表

	4 週 8 休 達成	4 週 7 休 達成	4 週 6 休 達成	未達成
労務費	1.05	1.03	1.01	1.00
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01	1.00
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02	1.00
現場管理費率	1.06	1.04	1.03	1.00

※港湾工事 4 工種（「港湾浚渫工事」「港湾構造物工事」「防舷材、電気防食工事」「海岸工事（港湾工事）」）は、4 週 8 休を達成した労務費のみを補正する。

ただし、港湾 5 職種（高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員）は除く。

## 7. 達成するための取組み

### (1) 週休2日工事の取組みの確認

監督員は、現場着手前に施工計画書等により、週休2日工事に取り組んでいるか確認する。

### (2) 休日取得計画の確認

請負人は、休日取得計画・実績表(様式1)を月単位で作成し、休日取得計画を監督員に提示する。初回は現場着手前とする。それ以降は、翌月の作業開始までに行うものとする。これにより、双方は休日取得計画を確認する。

### (3) 監督員の対応

監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、計画された休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。

### (4) 週休2日工事の取組の現場掲示

請負人は週休2日工事に取り組んでいる旨を公衆の見やすい場所にA3サイズ以上で掲示する。また、休日の取得状況がわかるものとして休日取得計画・実績表を併せて掲示する。

記載例

<p><b>週休2日工事</b></p> <p>この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組んでいます。</p>
--

### (5) 変更協議

週休2日の休日取得計画に変更が発生する場合、または設計変更により工期が変更となる場合、請負人及び監督員は変更計画工程表により休日取得計画を確認する。

なお、週休2日工事を達成するための工期変更は行わない。

### (6) 休日取得状況の確認

監督員及び請負人は休日取得計画・実績表(様式1)により休日取得状況を毎月確認する。現場完了日以降は、本要領4.に基づく。

## 8. 週休2日工事を達成した工事の取扱い

### (1) 週休2日工事達成証明書の発行

週休2日工事を達成した場合は、週休2日工事達成証明書の発行を行う。手続きは次の通り。

(ア) 工事監督課は達成確認後、速やかに建設局技術管理課に「週休2日工事達成報告書(様式2)」(以下、「報告書」という)を提出する。

(イ) 建設局技術管理課は報告書を受けて「週休2日工事達成証明書(様式3)」(以下、「証明書」という)を発行し、証明書を請負人に発送する。

### (2) 総合評価落札方式の入札における活用

当該工事の証明書発行日以降に神戸市が実施する総合評価落札方式の入札において、証明書の写しの提出により評価の対象とする。手続き等については別に定める。

## 9. 疑義の処理

本要領に疑義を生じた場合または記載の無い事項については、監督員と協議するものとする。

令和2年3月13日策定

令和2年7月15日一部改訂      令和2年7月15日      建技第362号

令和2年10月1日一部改訂      令和2年10月1日      建技第596号

令和2年12月28日一部改訂      令和2年12月28日      建技第1067号

休日取得計画・実績表

発注者名	
工事件名	
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
請負人名	

令和 年 月

提出日 令和 年 月 日

日	曜日	休日取得計画	休日取得実績	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
合計				

※休日取得計画欄には休日を取得する予定の日に「○」を、実績欄には休日を取得した日に「○」を記入してください。

ただし、下記は対象期間から除きます。

準備工期間、後片付け期間、年末年始（6日）・夏季休暇（3日）、工場製作のみの期間、一時または全部中止期間等

様式 2

〇〇第〇〇〇号  
令和 年 月 日

土木技術管理委員会事務局  
建設局技術管理課長 様

〇〇局〇〇部〇〇課長

### 週休 2 日工事の達成について（報告）

下記の工事について週休 2 日工事に取り組み達成しましたので、証明書発行手続きをお願いします。

#### 記

契約番号	
工事名	
工事場所	
工期（最終）	
契約金額（最終）	
請負人	
代表者役職	
代表者氏名	
請負人所在地	
現場代理人	
主任（監理）技術者	
工事担当課	
監督担当課	
現場閉所率	〇〇%（4 週〇休）
総括監督員	〇〇 〇〇
確認日	令和 年 月 日

様式3

神建技第 号  
令和 年 月 日

株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 様

神戸市建設局長 〇〇 〇〇 印  
(神戸市土木技術管理委員会委員長)

### 週休2日工事達成証明書

下記の工事について週休2日工事に取り組み達成しましたので証明します。

記

契約番号	
工事名	
工事場所	
工期（最終）	
契約金額（最終）	
現場代理人	
主任（監理）技術者	
工事担当課	
監督担当課	
現場閉所率	〇〇%（4週〇休）